

タイムラインの作成について

水位周知河川に指定されている河川について、タイムラインを作成することとしています。
平成 29 年度中にタイムラインを作成・運用開始したいと考えていますので、各構成員において検討を進めるようお願いします。

1 タイムラインの対象

対象とする災害：台風の接近・上陸に伴う洪水

対象とする河川：水位周知河川に指定されている河川

2 タイムライン作成の進め方

(1) 市町村による検討

- ・ 各河川におけるタイムライン（素案）を参考とし、各防災関係機関と連携の上、既存の防災計画等で定められている災害時の対応等を抽出し、実施すべき防災行動を整理願います。
- ・ 既存の防災計画等において防災行動に関する記述が十分でない場合等においては、必要な防災行動を検討願います。
- ・ なお、県との調整が必要な箇所については、県庁河川課又は各土木部等に御相談願います。
- ・ 市町村において、タイムライン（案）を作成しましたら、県の各土木部又は土木センターに提出願います。

(2) 土木部（土木センター）による検討

- ・ 市町村からタイムライン（案）の提出がありましたら、土木部等や市町村の防災行動について確認し、適宜修正願います。
- ・ 修正したタイムライン（案）について、県庁河川課に提出願います。

(3) 河川課による検討

- ・ 市町村及び土木部で検討したタイムライン（案）を確認し、最終案を調製します。
- ・ タイムラインの最終案については、市町村及び土木部等に確認を依頼します。

(4) タイムラインの運用開始

- ・ タイムラインの最終案に係る意見等を調整の上、運用を開始します。

3 運用開始

平成 29 年度中にタイムラインを作成・運用開始したいと考えています。